

【加賀記】

一五九〇

今度於金澤表、頸一討取候段、寔不始于今高名無比類儀候。彌今後可抽粉骨事、可爲神妙候。謹言。

侍從法橋

（年不詳）
卯月朔日

賴 純

堀五兵衛殿

（第一通は年次不詳なるも、下間頼純の發せるものなるが故にこゝに合叙す。案するに、五兵衛は天正八年閏三月金澤御坊陥落の際首級一を獲たるも、その功を他に譲れりと家譜に記するを以て、自ら感狀を受けしことあるべからざるのみならず、その戦は同月廿四日以後に在るを以て四月一日附の感狀は尙早なり。しかも八年以外金澤に戦鬪の起りしことなきが故に、こゝに金澤とあるものは、越前金津の誤寫なるべしと思はる。）

九月廿五日。本願寺坊官下間頼廉、堀才介に、その織田氏の軍を夜討せる功を賞す。

【北徴遺文】

一五九一

今度夜討之刻、首討捕高名之旨、具遂披露候。御感被思召候通、能々可申下旨被仰出候。向後彌々可被抽忠節事肝要候。恐々謹言。

刑部卿法眼

（天正五年九月九日）
五月廿五日

賴 廉 在判

堀 才介殿

（本文年次を明らかにせずといへども、本年九月十四日附堀才介宛下間頼純の感狀と同一事を指せる如く、その五月とせるは九月の誤寫なるべし。）

九月廿五日。珠洲郡松波城主松波義親、同城に於いて戦死す。

【滿福寺藏松波義親肖像贊】 珠洲郡 一五九二

烏帽人敦。宮門福翁。貌寫縑素。閑孫子隆。

天正五年九月廿五日享年五十一歲於能登之國松波之城打死。

福翁常滿居士贊

前任 總持龍田虬叟

九月廿九日。上杉謙信、某に、七尾城攻落以後の事情を報す。

【歴代古案】

一五九三

追而先啓如申越者、味方申作毛悉取納候由間、敵其表わ打出候儀有之間敷候敷。兎角ニ明瞭候間安心候。已上。

當陣之模様無心元候間、内々以飛脚可申越候處ニ、此表仕置執綜令延引候。如啓先書當月十五遊佐美作守、年來以奏者之好令忠信、彼者之繰輪へ當手可引入由申候間、何敷と不入愚入乗移、一日も不拘作七尾城主ニ候、長對馬一類一族百餘人討捕當城乗取、其外溫井備中三宅備後・同藤三平以下身命計相扶、七尾存分之儘ニ入手ニ、同十七號末守與地も入手ニ。是者賀能之間之地ニ候間、源五殿・齋藤籠置、當國一變ニ申付候處ニ、是を信長一向ニ不知、十八賀州湊川迄取越、數萬騎陣取候處ニ、兩越能之諸軍勢爲先勢差遣、謙信事も直馬之處ニ、信長謙信後詰を聞届候哉、當月廿三夜中令敗北候處ニ乗押

付、千餘人討捕、殘者共悉河へ押籠ケル折節、洪水漲故渡無瀬、人馬不殘押流候。誠如此之方々仕合、年來之信心歡喜迄候。重而信長打出候間、一際可有之與令校量候處ニ、案外ニ手弱之様體、此分ニ候者、向後天下迄之仕合心安候。楮亦當地七尾、吉日ニ候間廿六畝立爲可申付、令登城見流候得者、從聞及候名地、賀越能之金目之地形與云、要害山海相應、海類嶋々之體迄も難寫繪像景勝迄候。越中・能州城々、何も各地共手飼之者差置、敵味方之覺施老後之面目候。吾分父子ニ爲見度迄候。要害能候間、普請手間入間敷候條、普請備申付歸府、其上其表越山之儀も可談合候。先吉左右候間一筆用之候。目出彌可申候。謹言。

（天正五年九月九日）
九月十九日

謙 信 在判

（後記力）
長尾和泉守殿

（本文中愚入乗移一日も不拘候として、謙信自ら十五日を以て入城したる如くいふものは廣言に過ぎざるべし。又上杉輝虎公記に依れば、その宛所に長尾